

長野広域連合養護老人ホームはにしな寮在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1 長野広域連合が運営する養護老人ホームはにしな寮（以下「はにしな寮」という。）の運営移管に当たり、養護老人ホームは、家庭や地域社会での生活が困難な者や契約による入所に馴染まない者のセーフティーネットとして、「高齢者の自立支援」としての役割を果たしていくことを求められていることから、はにしな寮の在り方について調査及び検討を行うため、はにしな寮在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2 委員会は、はにしな寮の在り方に関する次の事項について調査及び審議し、広域連合長に意見を述べるものとする。

- (1) 施設の今後の在り方に関すること。
- (2) 施設の運営移管の可否に関すること。
- (3) その他施設の在り方について、広域連合長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 地域関係者
- (4) 施設所在地市町村担当職員
- (5) 土地所有市町村担当職員
- (6) 広域連合長が必要と認めた者

(任期)

第4 委員の任期は、第2の規定による任務が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する者を持って充てる。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要であると認められるときは、委員会に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第7 委員は、委員会の職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職務

を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務課及び福祉課が連携して行う。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。